

業務改善助成金 「引き上げる労働者数」の数え方について

「引き上げる労働者数」を数えるステップを示す資料となっております。添付書類等は要綱・要領等を必ずご確認ください。

① 労働者を雇用保険被保険者とそれ以外に分ける

雇用保険被保険者

① 下記 a 及び b に該当する人を「事業場内最低賃金である労働者」（以下「基準者」）とする

- a 交付申請時 6 カ月以上雇用している人
- b a の中で、最低の賃金の人

② 「基準者」について、いくら賃上げするか決める（50 円以上の賃上げが必要）

③ 「基準者」の賃金を「新しい事業場内最低賃金」とし、就業規則等（案）を作成する

④ 「基準者」以外の労働者も、就業規則等（案）に規定された「新しい事業場内最低賃金」以上になるよう引き上げる（以下の□すべてに該当すること）

- ☐ 賃金引上げ日は、交付申請後、最賃発効日の前日の12/1までに引き上げること
- ☐ 「基準者」と同日に引き上げること
- ☐ 業務改善助成金の対象労働者として計上できるのは、選択したコース（50 円コース・70 円コース・90 円コース）以上の賃上げする場合のみ
- ☐ 交付申請時に給与の支払いが完了している月分までの賃金台帳の提出ができる者であること

※選択したコース（50 円コース・70 円コース・90 円コース）未満の賃上げの場合は、業務改善助成金の「引き上げる労働者数」に計上できない

※元々の賃金が、「新しい事業場内最低賃金」以上の賃金である者は賃上げしても助成金対象外

⑤ 業務改善助成金に該当する「引き上げる労働者数」を算出する。

基準者 + ④の労働者数

雇用保険被保険者以外

「引き上げる労働者数」に計上できませんが、以下の取組が必要です



「新しい事業場内最低賃金」として就業規則等（案）に規定された賃金未満の労働者を、「新しい事業場内最低賃金」以上になるよう引き上げる

☐ 「基準者」と同日に引き上げること